

# 別添

## 簡易ガス事業の解釈及び運用通達における「道路等」の考え方について

平成23年6月21日  
ガス市場整備課(制度班)

### 1・通達中の記載内容(抜粋)

- (1) 「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域をいう。
- (2) 「一の団地」を区画するメルクマールは道路、河川、鉄道、田畠、山林等(以下「道路等」という。)とするものとする。  
この場合において、「道路」とは、道路法第3条に規定する道路であって、その車道の幅員が6.5メートル以上のものをいい、「河川」とは河川法第4条、第5条および第100条に規定する一級河川、二級河川及び準用河川をいうものとする。
- (3) ただし、道路等によって分割され、(2)の基準により二の団地と認められる場合であっても、次のような場合であって、その分割された二の土地において、ガスの使用者の利益の保護とガス事業の健全な発展を図るために適当であり、密接不可分の関係にあると認められるときは、分割された二の土地をあわせて「一の団地」として取り扱うものとする。

### 2.「一の団地」を区画する「道路等」の範囲について

- (1) 元来、上記のように「一の団地」の範囲をメルクマールで規定することの趣旨は、「一の団地を恣意的に分割し、簡易ガス事業規制を逃れることを排除すべき」との観点から、例えば一定規模以上の道路や河川、鉄道、田畠、山林等の恒久的な施設や土地により区画した範囲内にある供給地点群を、「一の団地」として一体的に規制対象とするためのものである。
- (2) この考え方方に立つとともに、法制定時から現在までの市街地化の進展や狭隘化・密集化といった需要地の立地環境の変化や、これまでの多くの事例の積み重ねを踏まえると、「客観的に一区画をなす範囲」を規定するものとして、以下のようなものも存在すると考えられる。

<道路「等」の範囲に含まれるもの>

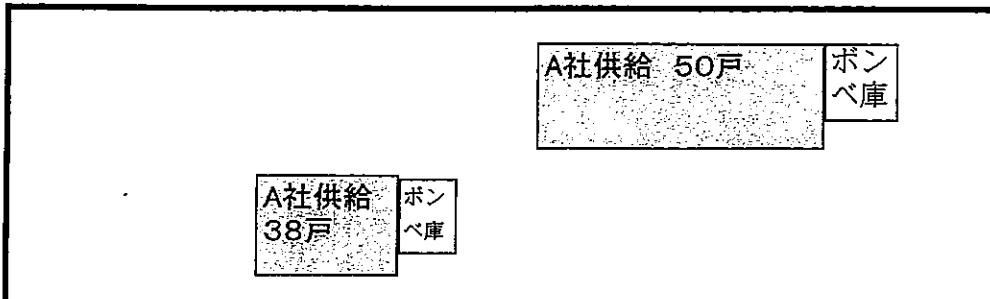
「水路」、「堀」、「丘」、「崖」、「他の建築物の用に供されている敷地」、「都市公園」など

- (3) このように、道路以外の施設、敷地、地形等により供給地点が隔絶されている場合等、客観的に需要地が明確に分断されていると判断できる場合には、その範囲を「一の団地」として取り扱う場合がある。

ただし、通達(3)にあるように、二の団地と認められる場合であっても、こうしたもので区画される場合であっても、簡易ガス事業の合理的な運営や需要家利益の確保の観点から、密接不可分の関係にあると認められるときは、「一の団地」として取り扱うべき場合があるため、個々の地点について総合的に勘案し、個別に判断する必要がある。

ガス事業法第二条三項に規定する「一の団地」の解釈について【事例集】

パターン1 判定【×】



物件概況説明

それぞれ単独の集合物件として液石で供給

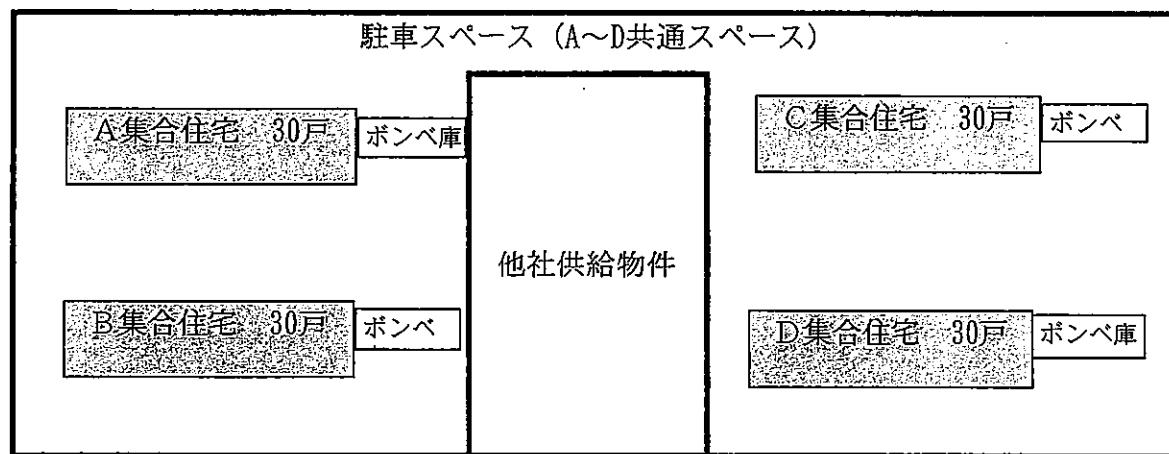
判定

簡易ガス事業

判断理由

両建物間に区画するもの（道路、河川、鉄道、田畠、山林等）が何もないのに簡易ガスの許可が必要。  
\*今回判定が×の最も多いパターン

パターン2 判定【×】



物件概況説明

集合住宅が4つあり、、それぞれの供給設備は分かれている。

AとB、もしくはCとDの集合住宅の間には、メルクマールとなるべきものは何もない。  
ポイントは、他社供給物件によってメルクマールが区切られるかどうか？

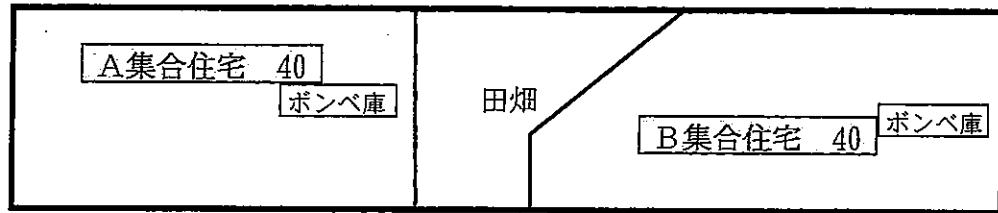
判定

簡易ガス事業

判断理由

二つの区域を区切るものとして、真ん中に他社供給物件があるが、完全に区切られていない。  
A B及びC Dの区画は駐車スペースで繋がっており区画が分かれているとは判断できない。  
もし仮に、他社供給物件の敷地が上部にある駐車スペースまで伸びて完全に分断されていた  
ら、液石法と判断できた。

### パターン3 判定【○】



#### 物件概況説明

集合住宅は二つあり、それぞれ供給設備は分かれている。  
ポイントは、間にある田畠がメルクマールと見なされるかどうか？

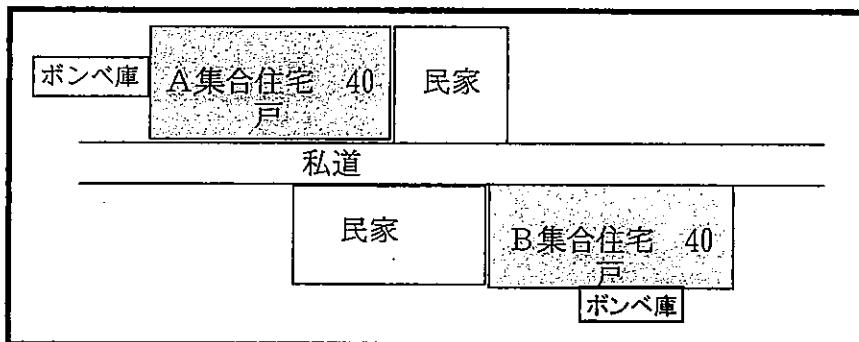
#### 判定

液石事業

#### 判断理由

田畠は、通達にある田畠、山林等にあたるメルクマールと判断する。  
この事例のように田畠によって分断されていれば、それぞれが一つの敷地となる。  
しかし、今後の造成や建築状況においては簡易ガス事業となる可能性が十分あるので注意が必要。

### パターン4 判定【△】



#### 物件概況説明

集合住宅は二つあり、それぞれ供給設備は分かれている。  
ポイントは、私道と民家によって区切られている。

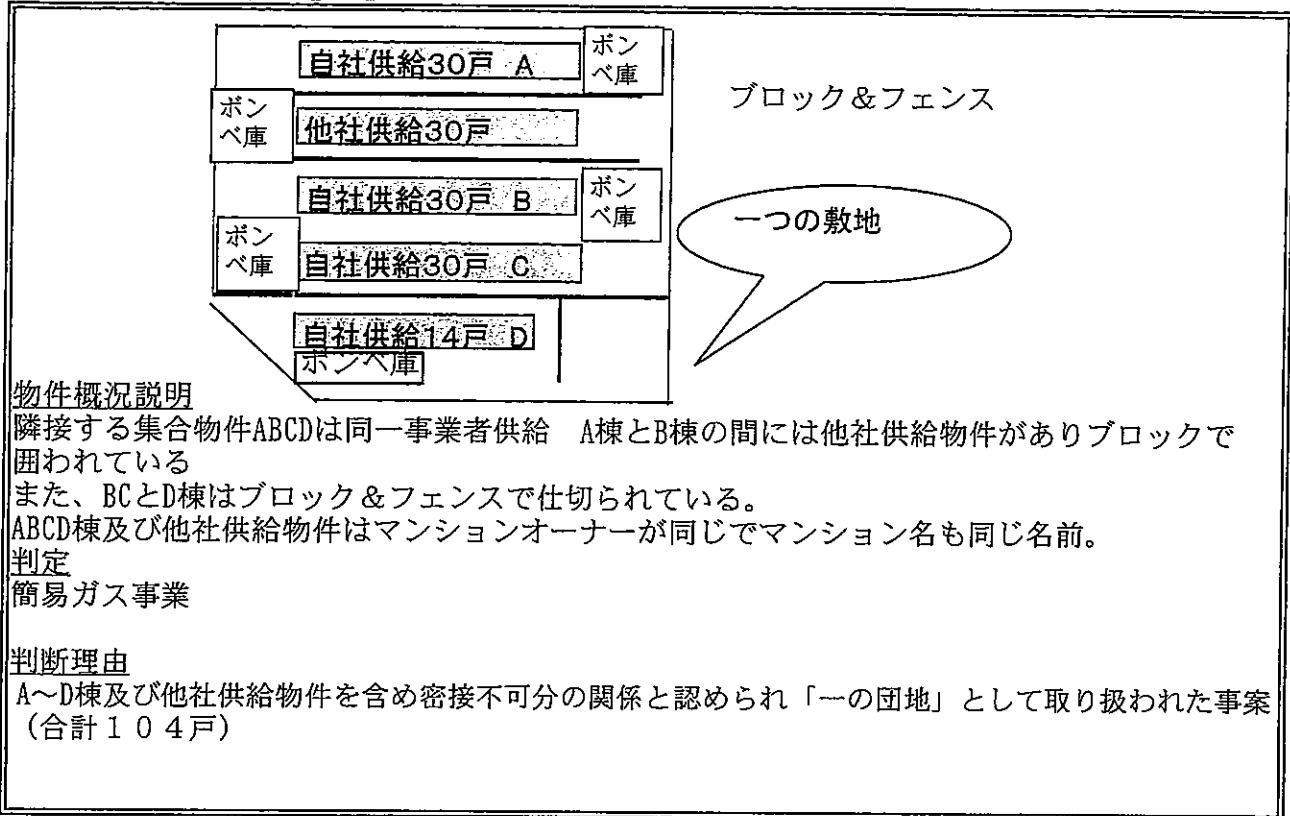
#### 判定

要相談

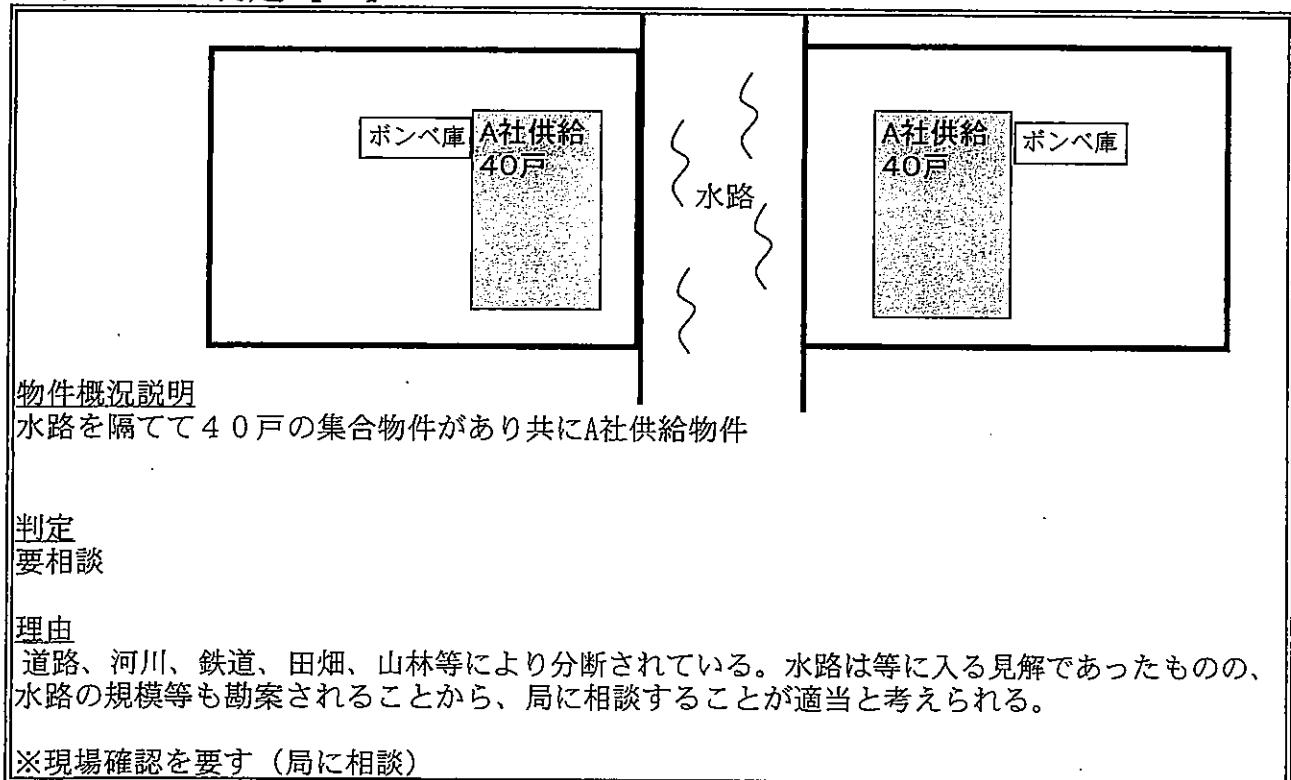
#### 理由

二つの集合住宅の間にある上下の民家と私道を合わせてメルクマールと判断された事例では  
あったものの、現場確認が必要であるものと考えられるため、局に相談することが適当と  
考えられる。

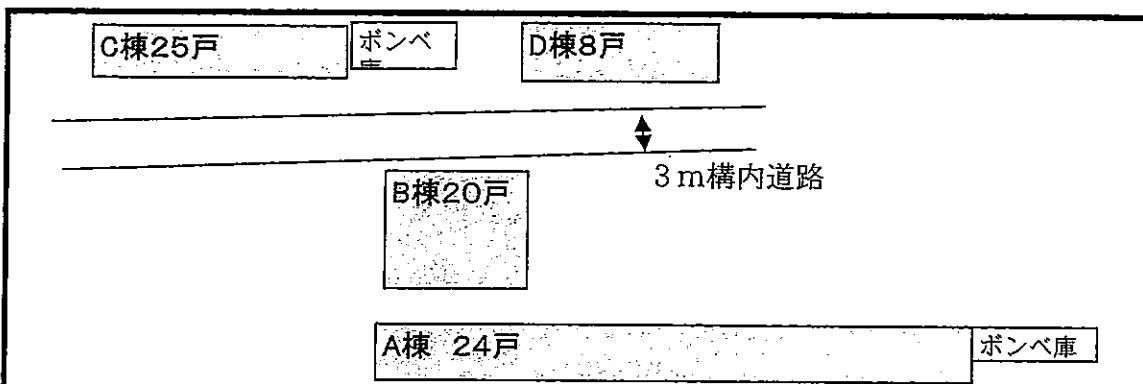
## パターン5判定【×】



## パターン6判定【△】



## パターン7判定【×】



### 物件概況説明

液石法で個別供給を行っている。

同一敷地内かがポイント

合計 77戸

### 判定

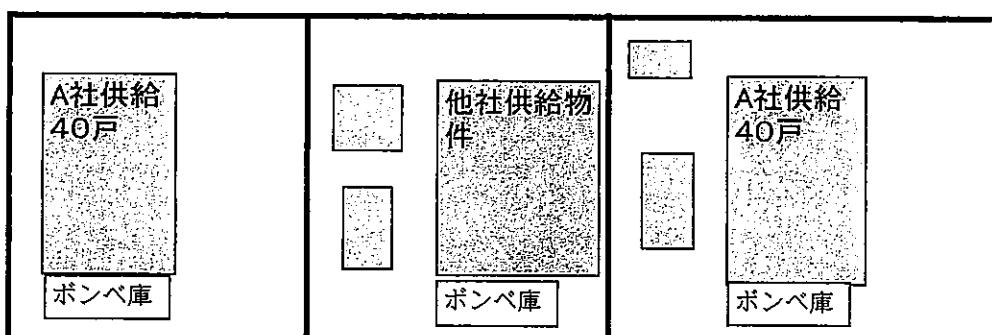
簡易ガス事業

### 判断理由

3mの構内道路があるが車道幅員が6.5m未満なので分断するメルクマールとはみなされず同一敷地内と判断 また、この4棟は密接不可分の関係である。

仮にこの道路が、6.5m以上あったとしても、構内道路はマンションへの進入のためだけの道路であり、道路法に規定する道路ではない為、×となる。

## パターン8判定【△】



### 物件概況説明

2棟の間に民家や他社供給の集合住宅があり他の構築物のために利用されている土地で区画されている。

### 判定

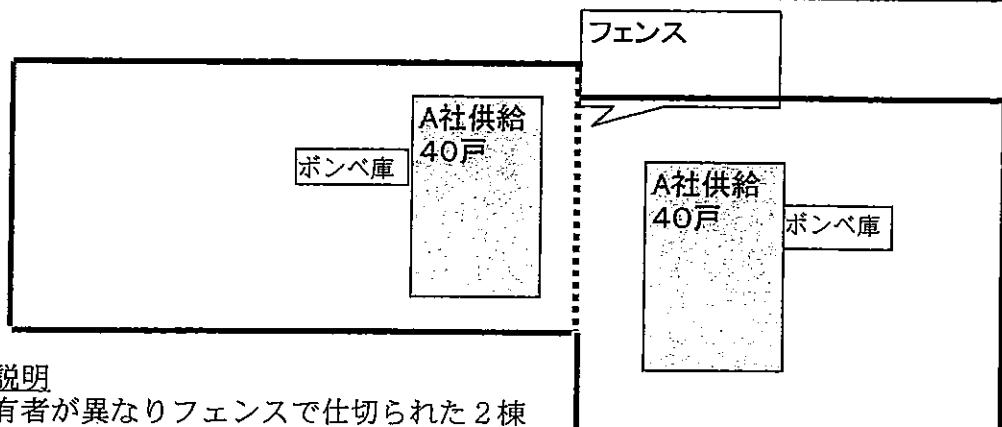
要相談

### 理由

2棟の間は民家があり他の構築物のために利用されている土地で区画されているため簡易ガス事業対象外とされた事例ではあるものの、敷地状況等においてはパターン2に該当するような場合も懸念される。

現場確認が必要であるものと考えられるため局に相談することが適当と考えられる。

## パターン9判定【×】



### 物件概況説明

土地の所有者が異なりフェンスで仕切られた2棟

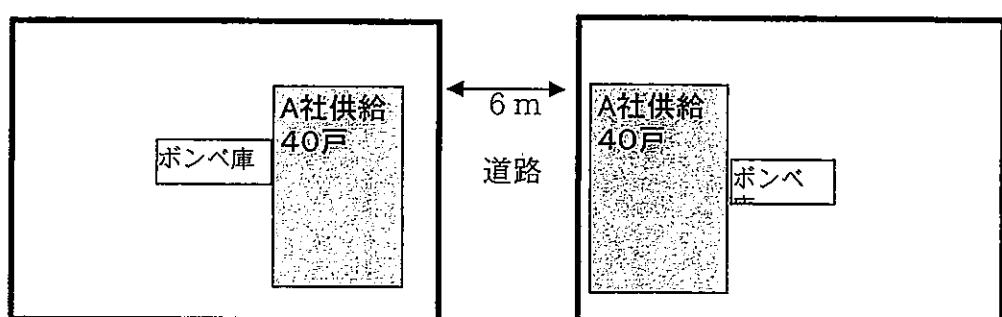
### 判定

簡易ガス事業

### 判断理由

柵・塀・フェンスは恒久的に存在するものではないのでメルクマールにはならない。

## パターン10判定【×】



### 物件概況説明

6mの幅員の道路を隔てて40戸の集合物件があり共にA社供給物件

### 判定

簡易ガス事業

### 判断理由

道路法第3条に規定する道路であって、その車道の幅員が6.5m以上のものをいう。分断とするには通達の条件を満たしていない

\*全ての事例においては各局にご相談ください。現場確認が必要な場合もあります。

## 簡易ガス事業とは

### 《根拠》

「簡易ガス事業」とは、一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のものをいう。

(ガス事業法第2条3項)

### 〔事業の許可〕

簡易ガスを営もうとする者は、供給地点群ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(ガス事業法第37条の2)

### 〔罰則規定〕

3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(ガス事業法第55条)

平成13年1月5日

## 簡易ガス事業関係のガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等 の解釈及び運用について

簡易ガス事業に関するガス事業法(昭和29年法律第51号。以下「法」という。)、ガス事業法施行令(昭和29年政令第68号。以下「令」という。)、ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。)等の解釈及び運用については、以下のとおりとする。

### 1. 法第2条第3項の規定にする「一の団地」について

(1)「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域をいう。

(2)「一の団地」を区画するメレクマールは道路、河川、鉄道、田畠、山林等(以下「道路等」という。)とするものとする。

この場合において、「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路であって、その車道(道路構造令(昭和33年政令第244号)第2条第4項に規定する車道をいう。)の幅員が6.5メートル以上のものをいい、「河川」とは河川法(昭和39年法律第67号)第4条、第5条及び第100条に規定する一級河川、二級河川及び準用河川をいうものとする。

(3) ただし、道路等によって分割され、(2)の基準により二の団地と認められる場合であっても、次のような場合であって、その分割された二の土地において、ガスの使用者の利益の保護とガス事業の健全な発展を図るために適当であり、密接不可分の関係にあると認められるときは、分割された二の土地をあわせて「一の団地」として取り扱うものとする。

① 分割された二の土地が同一の者によって造成されたものである場合

② 分割する道路等が土地の造成後において設置されたものである場合(私道が道路に認定された場合を含む。)

③ 上記に掲げるものの他、自然条件等により特別な取扱いをすることが必要であると認められる場合

### 2. 法第37条の5に規定する「供給地点及びその数」について

(1)「供給地点」とは、特定ガス発生設備において発生したガスをガスの使用者に供給すべき地点(取引用のガスマーターが取付けられる地点又は取付けられた地点)をいう。この場合において、

① 2以上の集合住宅、木造アパート、中高層住宅等の共同住宅の場合には、供給の相手方となる者の室を供給すべき地点といい、

② 造成宅地等の分譲地の場合には、建物が建設され、供給地点が確定するまでの間は、分譲計画上の個々の区画を供給地点として取り扱うものとする。

(2)「その数」とは、供給地点の総数をいい、以下の場合においても当該供給地点の数に含めるものとする。

① 造成宅地の場合には、一部の供給地点に配管がなされていない場合の総区画の数(ただし、物理的に存在する区画に限る。)

② 特定ガス発生設備の数又は導管をもってすべての供給地点が接続されているか否かにかかわらず、一の団地として認定された内に存する供給地点の数。ただし、道路を横断又は並行している導管に係る供給地点については、導管により接続されている数。